

A8 持分の定めのある社団医療法人のモデル定款（昭和61年健政発第410号 厚生省健康政策局長通知）第9条では「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる」とされています。この場合の払戻し額は出資額限度法人などを除き、「時価」によるものと考えられています。実務上は、払戻しの際の時価に関する定めはないため、社員総会の決議を経て実際の払戻し額が決まることになります。

（1）金銭で持分の払戻しをした場合

医療法人が退社した社員に対し金銭で払戻しを行う取引は、資本等取引に該当するため、医療法人に課税関係は生じません。

（2）土地などの現物で払戻しをした場合

退社した社員に対する払戻しは、通常金銭で行われますが、その社員の希望等及び社員総会の決議により、金銭以外の不動産等の現物で払戻しがされる場合には、その現物の時価で評価して払戻すことになります。この取引で譲渡損益が発生する場合には、医療法人に課税関係が生じることになります。

（3）払戻しの際の源泉徴収義務について

医療法人が社員に対して払戻しをする際に、「みなし配当所得」に該当する部分が生じる場合には、みなし配当の金額に20%の税率を乗じて計算した源泉徴収税額を、その払戻しの際に徴収し、これを徴収の日の属する月の翌月10日までに納付しなければなりません。

《参考》

持分の定めのある社団医療法人の社員が退社する理由は定款に記載されています。平成19年4月1日に施行された第5次医療法改正前の「社団医療法人モデル定款（昭和61年健政発第410号 厚生省健康政策局長通知）」によると、「社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う（旧モデル定款第7条）。」として「（1）除名、（2）死亡、（3）退社」をあげています。

「**社団医療法人モデル定款**」では以下のように定められています。

第7条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。

- （1）除名
- （2）死亡
- （3）退社

2. 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第8条 やむを得ない理由があるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同

意を得て退社することができる。

第9条 社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。

定款上は、社員は「除名」「死亡」「退社」の三つの理由により退社することになり、第9条では「社員資格を喪失した者は、その出資額に応じて払戻しを請求することができる。」と規定し、持分の払戻しができることを明記しています。

なお、定款第8条の「やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、その同意を得て退社することができる。」ということの解釈について、「医療法人は総会の承認または理事長の同意がないことを理由に社員の退社を拒否する法的根拠があるかどうか」の照会に対し、以下のような回答により、「社員の退社に際して、医療法人の総会の承認または理事長の同意がないことを理由に社員の退社を拒否することは困難」との見解を示しています。

「医療法人の社員の退社について」（平成3年10月30日）（指第70号）（福岡県弁護士会会長あて厚生省健康政策局指導課長回答）

【照会】

医療法人は総会の承認または理事長の同意がないことを理由に社員退社を拒否する法的根拠があるかどうかの点につき御教示下さい。

【回答】

標記について、平成3年10月14日付福岡県弁照第933号で照会のあったことについては、下記により回答する。

記

医療法人の社員については、社団の医療法人に存在するものであるが、社員の身分は社員総会の承認を得て取得することとなる。出資持分とは、法人の設立時等に出資した額に応じて法人の資産に対して持分相当の財産権を持つというものである。

出資持分を持っている社員が社員資格を喪失した場合は、その持分に相当する資産の払戻しを請求する権利を有することとなる。また、法人が解散した場合についても、残余財産の分配の権限を有することとなる。

しかし、この出資持分については、社員の身分を保持している状況では財産権に対する権限の行使はできないものであり、あくまで社員資格の喪失等の事由が生じた時に限り、払戻しを請求する権利が生じるものである。

また、定款には、必要的記載事項として「社団たる医療法人にあっては、社員資格の得喪に関する規定」を必ず定めることとしている。

つまり、社員が退社する場合は、定款に基づき処理されなければならない、これ

を拒否する理由に関して医療法等の法的根拠はないものと判断する。